

財務省告示第三百八十一号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年十二月二日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年十二月二十六日

財務大臣

中川 昭一

（別表）

国債の名	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （変動・十年 五）	第八回	十億円	九十七円九十五銭
"	"	十五億円	九十八円四十六銭
"	第九回	十億円	九十六円六十二銭
"	"	十億円	九十六円七十二銭
"	"	十億円	九十六円八十二銭
"	"	十億円	九十六円九十二銭
"	"	十億円	九十七円二銭
"	"	十億円	九十七円十二銭
"	"	十億円	九十七円二十二銭
"	"	十六億円	九十七円二十五銭
"	"	八十五億円	九十七円三十一銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	第三十六回	第三十四回	第二十三回	第十七回	第十三回	第十一回	〃
二億五千四百九十萬円	百七十二億五千四百円	十億円	五十七億円	百八億円	十七億円	円百五十四億	十億円
	八十八円六十五銭	八十九円十銭	九十五円七十九銭	九十三円十三銭	九十四円	九十五円六十九銭	九十七円三十二銭